

議第 1 3 3 3 号

令和 3 年（2 0 2 1 年）1 2 月 8 日付け 都計第 4 2 7 号の 2 熊本県知事諮問

景観法第 9 条第 8 項の規定に基づく熊本県景観計画の変更の件
（熊本空港周辺景観形成地域の変更）

令和 3 年（2 0 2 1 年）1 2 月 2 2 日提出

熊本県都市計画審議会会長

都計第427号の2
令和3年(2021年)12月8日

熊本県都市計画審議会会長 様

熊本県知事 蒲島 郁夫



景観法第9条第8項の規定に基づく熊本県景観計画の変更の件(熊本空港周辺景観形成
地域の変更)

このことについて、景観法第9条第8項において準用する同法同条第2項の規定により、別添
のとおり貴審議会に諮問します。

景観法第9条第8項の規定に基づく熊本県景観計画の変更について
(熊本空港周辺景観形成地域の変更)

1 諮問理由

熊本県景観計画に含まれる「熊本空港周辺景観形成地域」は、現在まで熊本を代表する沿道景観を形成してきた。

当該地域は、景観と土地利用の調和を図る観点から行政界や道路、河川等を境界としていたが、道路等の整備に伴い、当時の境界と現況が異なっている箇所が生じていることから、現況に併せた境界の修正が必要であるため、景観計画の変更について諮問するもの。

2 変更の内容

境界としていた道路等が、公共事業（広安西小学校及びグランメッセ熊本の新設）に伴い消失又は付け替えられたため、一体的な土地利用を踏まえ、現在の近傍道路等が境界となるように修正する。

旧 境界



新 境界



3 施行予定

令和4年(2022年)4月1日